

日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用に関する方針

平成30年4月1日
埼玉県社会福祉協議会
(平成30年2月27日契約締結審査会承認)

1. 背景

日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用については、平成14年6月に発せられた厚生労働省社会・援護局長通知（平成14年6月24日付け社援発第0624003号）により併用できるとされました。これまで、実施主体である埼玉県社会福祉協議会（以下、埼玉県社協とする。）では、真にやむを得ない一部の契約について契約締結審査会での審議を経て、併用を認めてきたところです。

今後、認知症高齢者等当事業の利用者の増加が見込まれることから、利用者への適切な支援と関係者間のスムーズな連携体制構築のために、以下のとおり対応することとします。

2. 基本的な考え方

- 日常生活自立支援事業および成年後見制度との適切な役割分担を明確にし、相互に協力、連携することで利用者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業を併用することで、相互に補完し、支援を重層化できるメリットがある一方、安易な併用は、成年後見人が行うべき成年被後見人の心身や生活状況への配慮を希薄にし、制度の本旨からそれる危険性があります。
- また、利用者にとっては、費用負担が二重にかかることにもなるため、対応については慎重に検討する必要があります。
- したがって、本事業との併用にあたっては、個々の事例について具体的な検討を加え、真に必要なか審議するとともに、役割分担については明確に位置づけることが不可欠です。

3. 想定される併用対象者

(1) 日常生活自立支援事業の利用者

すでに日常生活自立支援事業を利用している方で成年後見人等が選任された場合、原則として解約となります。ただし、4(1)の指標に該当する場合、契約締結審査会に意見を求め、埼玉県社協及び市町村社協において契約の継続について判断します。

(2) 成年後見制度の利用者

日常生活自立支援事業を利用せず、成年後見制度のみを利用している場合、原則として併用を認めないものとします。ただし、4(1)の指標に

該当する場合、契約締結審査会に意見を求め、埼玉県社協及び市町村社協において契約の締結について判断します。

4. 契約締結審査会での審議

(1) 併用利用に関する判断指標

成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用を併用する必要があるか否かの判断指標は①～⑤とします。

- ① 日常的に権利侵害や虐待を受ける恐れがあり、見守りが必要な場合
- ② 本人が生活するうえで多くの課題を抱えており、複数の機関での関わりが必要な場合
- ③ 本人からの頻繁な訴えに対してきめ細やかな対応が必要である場合
- ④ 本人にとって、新しい人間関係を形成することが難しく、日常生活自立支援事業の支援がなくなることが本人に大きな不利益になると想定される場合
- ⑤ その他、後見人等が後見業務を全面的に担うことができない特別な事情がある場合

(2) 併用の契約の確認と解約

併用の契約については、後見人と市町村社協は、毎年、併用の必要性について確認するものとします。判断指標のいずれにも該当しなくなった場合には、契約締結審査会の協議を経て解約するものとします。

(3) その他（成年後見制度利用への移行支援）

日常生活自立支援事業の利用者に成年後見人等が選任された後、一定期間（半年程度）経過後、本契約を終了する場合については、原則として契約締結審査会に諮る必要はないものとします。ただし、事前に埼玉県社協に報告をお願いします。

5. 併用利用における役割分担の考え方

日常生活自立支援事業は、後見人等が行うべき身上の保護を「代行」するのではなく、後見人等では十分に担うことのできない役割がある場合、福祉的な視点から被後見人等の日常生活の自立を支援する役割を担うものとして位置づけ、その役割を明確にする必要があります。詳細については別紙1および別添資料を参考として関係者間で協議をしてください。

6. 手続き書類等

審査会に付議する際の提出書類については、別紙2を参照してください。

7. 適用時期等

本方針は、平成30年4月1日から適用することとします。

なお、平成30年3月31日時点で、すでに補助・保佐の審判が確定しており、利用者本人と日常生活自立支援事業の契約を行っているケースに関しては、あらためて契約締結審査会に諮る必要はなく、これまでどおり契約を継続して差し支えありません。

【参考】

成年後見人等の職務と日常生活自立支援事業の援助の重なりについて ～2008年 日常生活自立支援事業推進マニュアル(全社協発行)より一部抜粋～

- 成年後見人は、成年被後見人の生活・療養看護・財産管理の事務を行うに当たって、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態・生活の状況に配慮しなければならないとして(民法858条)、身上配慮義務が課せられています。
- これは、成年後見人が具体的な介護行為などを自ら行うよう定めた規定ではありませんが、成年後見制度が成年被後見人の生活を支えるものであることから、成年被後見人に必要な事務を手配あるいは調整する義務として重要な意味を持っています。
- 一方、日常生活自立支援事業における「福祉サービスの利用援助」は、利用者が適切な福祉サービスを利用して生活できるよう、本人の意向に基づき、福祉サービスに関して情報提供や利用手続きの支援、利用後のサービスの調整に関する支援等を行うものであり、成年後見人の職務でもある「必要な事務の手配・調整」と重なり合う部分も含まれると想定されます。
- これらの「必要な事務の手配・調整」にあたって、成年後見人が選任されている場合には、日常生活自立支援事業が利用者の状況把握や福祉サービスに関する情報提供等により側面的に支援することはあっても、最終的には、成年後見人自らが責任を持って行うことが求められます。
- 従って、成年後見人が日常生活自立支援事業に心身の状態・生活の状況に関する配慮を全面的に委ねてしまい、成年被後見人に対する様々な支援措置を調整し、手配する配慮義務を軽視してしまうことのないよう、互いに連携し、役割の調整をはかることが重要です。
- 保佐、補助類型の判断能力の方については、日常生活自立支援事業の対象者と重なる場合があります。選任された保佐人、補助人が、日常生活自立支援事業の契約について代理権を有していない場合には、被保佐人、被補助人と社会福祉協議会とが直接日常生活自立支援事業の契約を締結することになります。
- この場合にも、保佐人、補助人との定期的な情報交換等、連携は必要になります。